予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「三万五千三百円」を「三万五千二百円」に改め、同項第二号中「三万三千三百円」を「三万三千二百円」に改め、同項第三号中「三万五千三百円」を「三万五千二百円」に改め、同項第四号中「三万三千三百円」を「三万三千二百円」に改め、同条第二項中「三万五千三百円」を「三万五千二百円」に改める。

第十二条第二項第一号イ中「百十七万四千八百円」を「百十六万八千八百円」に改め、同号ロ中「九十三万九千六百円」を「九十三万六千円」に改め、同項第二号イ中「百五十万九千六百円」を「百五十万三千六百円」に改める。

第十三条第二項第一号イ中「三百七十五万三千六百円」を「三百七十四万千六百円」に改め、同号ロ中「三百万二千四百円」を「二百九十九万四千円」に改め、同号ハ中「二百二十五万二千四百円」を「二百二十四万四千円」に改め、同項第二号イ中「四百八十二万五千二百円」を「四百八十一万八百円」に改め、同号ロ中「三百八十六万四百円」を「三百八十四万九千六百円」に改め、同号ハ中「二百八十八万六千円」を「二百八十六万六千円」に改める。

第十七条第四項第一号イ中「三千二百八十万円」を「三千二百七十万円」に改め、同項第二号中「四千二百二十万円」を「四千二百十万円」に改める。

第十八条中「二十万千円」を「二十万六千円」に改める。

第二十一条第二項第一号中「二百六十八万八百円」を「二百六十七万二千四百円」に改め、同項第二号中「二百十四万四千四百円」を「二百十三万八千四百円」に改める。

第二十四条第五項中「二百三十四万四千八百円」を「二百三十三万七千六百円」に改める。

第二十六条第三項第一号中「七百三万四千四百円」を「七百一万二千八百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十六年三月以前の月分の予防接種法による医療手当、障害児養育年金、障害年金及び遺族年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る同法による死亡一時金、葬祭料及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。

（予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

3　予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「四千二百二十万円」を「四千二百十万円」に改める。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十五号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十一条及び第三十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項各号中「二万千二百七十円」を「二万千二百十円」に改める。

第十九条中「二十万千円」を「二十万六千円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十六年三月以前に受けた介護に係る原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当及び同月三十一日以前の死亡に係る同法による葬祭料の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十六号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十六条第三項（同法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「三万五千三百円」を「三万五千二百円」に改め、同項第二号中「三万三千三百円」を「三万三千二百円」に改め、同項第三号中「三万五千三百円」を「三万五千二百円」に改め、同項第四号中「三万三千三百円」を「三万三千二百円」に改め、同条第二項中「三万五千三百円」を「三万五千二百円」に改める。

第七条第一項第一号中「二百六十八万八百円」を「二百六十七万二千四百円」に改め、同項第二号中「二百十四万四千四百円」を「二百十三万八千四百円」に改める。

第九条第一項第一号中「八十三万八千八百円」を「八十三万五千二百円」に改め、同項第二号中「六十七万八百円」を「六十六万八千四百円」に改める。

第十条第五項中「二百三十四万四千八百円」を「二百三十三万七千六百円」に改める。

第十一条第二項第一号中「七百三万四千四百円」を「七百一万二千八百円」に改める。

第十三条第一項中「二十万千円」を「二十万六千円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。